麻疹疑い患者が外来受診した際の初期対応

次の手順に沿って、御対応をお願いします。御相談等ございましたら、随時、保健予防課に御相談ください。

平日(8:30～17:15)(保健所保健予防課) 084-928-1127　休日・夜間(市役所警備員室) 084-921-2130

<table>
<tr><th>時系列</th><th>医療機関</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1 疑い例感知</td><td>□疑い患者の発症日、症状について確認
□感染を疑う要因（麻疹患者との接触、流行地域への滞在等）の確認</td><td></td></tr>
<tr><td>2 疑い例隔離</td><td>□来院前：電話等で受診方法（受診時間・受診経路・到着時の連絡方法）を伝える。（他の受診者と動線を分ける）
□来院後：速やかに別室誘導。個室（可能な場合は陰圧室）。自家用車内等。</td><td>□疑い患者が職員・実習生の場合は、速やかに勤務（実習）を中止。</td></tr>
<tr><td>3 問診・診察</td><td>□個人防護具の着用（N95 マスク）
□問診を実施
・患者の住所、名前、生年月日、性別、勤務先（アルバイト先を含む）・所属先、連絡先
・基礎疾患
・臨床症状とそれらの初発日
・これまでに受診した医療機関
・麻疹罹患歴、1 歳以上で受けた麻疹含有ワクチンの接種歴（可能な限り親子健康手帳での確認）
・家族の麻疹罹患状況・麻疹含有ワクチンの接種歴
・集団生活の有無（保育所・幼稚園・学校・塾・習い事・寮等）
・麻疹患者との接触歴
・発症前 1 か月の行動（海外渡航歴・国内旅行歴（麻疹患者発生地域）・人が多く集まる場所に行ったことがあるか）
・発症後の行動</td><td>□患者対応にあたる職員は、1 歳以上で 2 回の麻疹含有ワクチンの接触歴が記録で確認できた者、罹患歴有りを抗体価陽性で確認できた者が望ましい。</td></tr>
<tr><td>4 検査</td><td>□血清 IgM 抗体検査の実施
→検査機関へ提出
【麻疹感染がより疑わしい場合】
行政検査の依頼※
□保健所に連絡、相談
□PCR 用検体（3 点）の採取
・尿 20～35ml
・EDTA 加全血 6ml 以上
・咽頭拭い液（検査キットは保健所が持参）　} 3 点
□感染症検査票の作成（様式は、広島県ホームページ「医療機関向け情報」に掲載あり）
□発生届（疑い例）の提出（「感染症サーベイランスシステム」または「FAX（084-921-6012）」）
□保健所から連絡が入る旨を患者に伝える。
<table><tr><th>判定</th><th>IgM（抗体指数）</th></tr><tr><td>(—)</td><td>0.80未満</td></tr><tr><td>(±)</td><td>0.80～1.20</td></tr><tr><td>(＋)</td><td>1.21以上</td></tr></table></td><td>※保健所へ協議後、状況によっては、血清 IgM 抗体検査の結果（2～5 日後に判明）を待って、行政検査を実施する場合がある。

・PCR 用検体提出後、当日または翌日に結果判明。</td></tr>
</table>

2026 年（令和 8 年）7 月　福山市保健所保健予防課作成

時系列	医療機関	備考
5 環境整備	□換気（患者滞在後少なくとも 1 時間（最大 2 時間）。陰圧室も同様。） □環境衛生や手指衛生は消毒用エタノール等消毒液が有効。	
6 接触者調査の準備	□麻疹接触者リストの作成。感染可能期間を考慮し、接触者の定義に該当する者をもれなくリストアップする。 【感染可能期間】 ・発症 1 日前から解熱後 3 日間。なお、発熱が不明瞭な患者の場合には、発疹出現 4 日前から出現後 4 日間。 【接触者の定義】 ワクチン接種歴や抗体価に関わらず、麻しん患者の感染可能期間に、次の状態にある者。 ・当該患者から離れていても、同一時間または患者滞在後 2 時間以内に同じ空間（空調が共通の空間も含む）を共有した者。 ・患者と直接接触した者。 ・飛沫感染可能な範囲内（患者から 2m以内）で患者の咳、くしゃみ、会話等によって飛沫を浴びた可能性がある者。	
7 結果連絡	□患者へ結果連絡。 □保健所から連絡がある旨を伝える。	
8 緊急感染対策委員会の開催	□「一人発生した時点で」臨時に緊急感染対策委員会を開催。 【協議事項（例）】 ・接触者（入院患者、外来患者、付き添い家族、職員等）への対応、麻疹感染対策について　等	
9 接触者調査の実施	□「6 接触者調査の準備」に準じて実施。	
10 接触者の決定	□保健所から対象者決定の連絡があったら、接触者へ麻疹患者と接触があった旨と保健所へ情報提供をする旨の説明。	
11 発症予防策の検討	□次の緊急予防接種や免疫グロブリン製剤の投与を保健所と検討する。 ・麻疹感受性者（麻疹罹患歴やワクチンの 2 回の接種歴の情報に関する記録がなく、免疫が不十分なもの）には、発症を予防することを目的に、曝露後できるだけ早期（接触後 72 時間以内）に緊急の麻疹含有ワクチン（原則 MR ワクチンを選択）の接種を検討。（妊婦、免疫抑制状態にある者は禁忌。） ・接触後 72 時間を超える場合（4 日以上 6 日以内）、ワクチン接種が禁忌である者、重症化リスクが高い感受性者に対して免疫グロブリン製剤の投与の検討（生後 6 か月未満の乳児、免疫のない妊婦、重度免疫不全者が優先）	□麻疹含有ワクチンと免疫グロブリン製剤を同時に投与しない。 □緊急予防接種は原則対象者負担。 □必ずしも発症予防ができるわけではないことを十分に説明する。
12 接触者の健康観察	□接触者（職員）の健康観察（最終接触から 21 日目まで。免疫グロブリン製剤を投与した場合は接触後 28 日目まで。）	□感受性者と接触しない体制を講じる。
13 調査終了	□麻しん患者との最終接触日から少なくとも 28 日間（最長 42 日間）新たな患者が発生していないことを確認。	

2026 年（令和 8 年）7 月　福山市保健所保健予防課作成